

木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月6日

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市規則第 号

木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成22年木更津市規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1 中溶出量基準の項に次のように加える。

水素イオン濃度	水素指数5.8以上8.6以下であること。	K0102規格12.1に定める方法
---------	----------------------	-------------------

別表第1の備考に次のように加える。

7 水素イオン濃度にあつては、次に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

(1) 乾土20グラム相当量の生土又は風乾細土を100ミリリットルビーカー又はポリ容器にとる。

(2) 純水又は塩化カリウム液（1N塩化カリウム液に約N/10水酸化カリウム液を加えてpH7.0に調整したもの）を50ミリリットル加える（土：純水又は塩化カリウム液=1：2.5とする。）。

(3) (2)をかくはんし、又は振とうした後1時間以上静置し、この上澄を測定に用いる。

8 水素イオン濃度の測定結果にはpH（H<sub>2</sub>O）又はpH（KCl）と付記し、測定条件を明確にする。

別記第17号様式中「mg/l」を「mg/L」に、

「

(含有試験)					
--------	--	--	--	--	--

」

を

「

水素イオン濃度	—			5.8以上 8.6以下	
(含有試験)					

」

に、「Pg-」を「pg-」に、「検液作成方法」を「検液又は試料作成方法」に改め、「平成3年環境庁告示第46号付表」の次に「(水素イオン濃度を除く。)」を加える。

#### 附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。